

## 恵那市スポーツ合宿助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市におけるスポーツ合宿の誘致を推進し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、宿泊を伴う合宿を行う学生等の団体に対し、その費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 団体が宿泊施設に宿泊し、組織的及び集中的にスポーツ技術の向上を目的として行う、練習や交流試合をいう。
- (2) 団体 市外に所在する小学生以上の学生等及び指導者により構成される団体または社会人で構成される企業等の団体をいう。
- (3) 登録宿泊施設 市内に所在する宿泊施設で(一社)恵那市観光協会(以下「協会」という。)会長が適当と認める宿泊施設をいう。
- (4) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき費用をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成の対象となる団体は、市内で合宿を行う団体で、次の各号のいずれにも該当する合宿を実施するものとする。

- (1) 市内の宿泊施設を利用していること。
- (2) 1回の合宿における延べ宿泊数(合宿の参加人数に宿泊数を乗じて得た数)が20泊以上であること。
- (3) 単に大会やイベントに参加することのみを目的としないこと。
- (4) 市から他の助成を受けていないこと。
- (5) 営利目的でないこと。
- (6) 政治的または宗教的活動を目的としないこと。

### (対象経費)

第4条 合宿に係る宿泊料金とする。

### (助成金額及び限度額)

第5条 延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とする。

- 2 同一助成対象団体が受けられる助成金額は、同一年度内において20万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ合宿助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に参加者名簿、宿泊施設の領収書、活動状況が分かる写真等を添付し、合宿終了の日から14日以内に協会会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、恵那市スポーツ合宿助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求および交付)

第8条 申請者は、前条第2項の規定によるスポーツ合宿助成金交付決定通知書により補助金の額の決定通知を受けたときは、スポーツ合宿助成金交付請求書（様式第3号）により協会会長に助成金の交付を請求するものとする。

2 協会会長は助成金の請求があった場合は、申請者が指定した金融機関口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第9条 協会会長は、助成金の交付に関し、偽りその他不正な行為があったと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する